

食品安全委員会（第544回会合）議事概要

日時：平成27年1月13日（火） 14：00～14：32

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか5名出席

傍聴者：報道3名、行政機関1名、一般5名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ プリオン 1案件
スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓について

→厚生労働省から説明。

本件については、プリオン専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「グルコン酸亜鉛」に係る食品健康影響評価について
- ・ 添加物「ケイ酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「グルコン酸亜鉛の病者用総合栄養食品摂取者及び一般摂取者の両者に対する亜鉛の摂取量に関する上限値を0.63 mg/kg 体重/日（亜鉛として）と設定する。

また、一般摂取者に対しては、通常の食事から摂取されている亜鉛の量を考慮し、亜鉛の摂取が過剰にならないよう、適切な注意喚起が行われるべきである。

なお、病者用総合栄養食品摂取者及び一般摂取者の両者に対する亜鉛の摂取量の上限値は、18歳以上の成人を対象としたものである。亜鉛は生物学的に必須な栄養成分ではあるが、小児、乳児、妊婦及び授乳婦の亜鉛の摂取が過剰にならないよう、適切な注意喚起が行われるべきである。」

「ケイ酸カルシウムについては、添加物として適切に使用される限りにおいて、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬及び動物用医薬品「デルタメトリン及びトラロメトリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「デルタメトリン及びトラロメトリンのグループ 一日摂取許容量を0.0075 mg/kg 体重/日、グループ急性参照用量を0.01 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。